

冤罪・東住吉事件を振り返る（1）

—青木恵子さんに聞く—

里 見 繁

1. はじめに

「20年といったら凄いね。生まれた赤ちゃんが成人しているっていうことだから。（実家の周辺を歩いてみると）建物も変わっているし、その中に古い昔から残っているものもあるし、ああここはこんなところだったんだなと……」

まさしく浦島太郎の心境だったという。

2015年10月23日、大阪高裁は、再審開始決定¹⁾に対する検察側の即時抗告を棄却した。また同時に、獄中の青木恵子さんと朴龍皓さんについて、その刑を執行停止すると決定した。そして26日、二人は釈放され自由の世界に帰ってきた。冒頭のコメントは青木恵子さん（52歳）が和歌山刑務所を出て実家に戻り、その周辺を20年ぶりに歩いた時の印象である。

「娘のお墓に行くことが一番の望みだったから、それが叶って、本当に嬉しかった。息子とも再会できた。何よりも、両親が生きている間に帰ってこられたということで、両親も喜んでくれた。それが一番の親孝行だったなと……」

両親が健在のうちに家に戻りたいという願いは叶ったが、20年の間に「娑婆」はすっかり変わっていた。

「とにかくコンピューター。機械の世界。私らの時には携帯電話もそんなに出てなかったから使い方もわからないし。食事に行っても昔は注文を言うだけだったけど、今はお店で機械を押して注文するとかね、何もかもこ

うなんだと思うと本当に社会が怖くてね。初めの頃は怖くて刑務所に帰りたいという思いもあった。何が怖いのかって聞かれるけど、何が起るかわからないでしょ。外に出たら、分からないことがその時に出てくるものだから、それに直面した時に一人だったら怖い。初めの頃はずっと弁護士さんが一緒に、電車の乗り方から、切符を買わずにICOCAっていうカードでね、こうやるんですよって教えてもらって。今もまだ分からないことがいっぱいあるけど、それなりに8か月過ぎて、全部が出来なくても私は私のペースで生きていったらいいかなって。今はもう無理して慣れようと思わず、わからないことは支援者や皆さんに教えてもらって生きていくしかないなと……」

2016年8月10日、大阪地方裁判所で東住吉事件の被告人青木恵子さんとその内縁の夫朴龍皓さんに対する再審の判決公判が相次いで開かれ、共に無罪が言い渡された。検察は控訴せず、無罪が確定した。事件発生から21年が経っていた。

この判決に先立って2016年の4月28日に朴さん、5月2日に青木さんの再審の初公判がそれぞれ開かれ、検察は「有罪の主張、立証は行わない」と述べ、一回で結審した。つまり、この判決言い渡しは儀式であり、無罪判決もその後の控訴断念も予定されたものだった。再審開始までの過程で弁護団が行った火災の再現実験²⁾や、開始決定の後に検察が行った同様の実験によって、あまりにも火の回りが早いことから「自らライターで火をつけて放火した」という自白には信用性がないこと、さらに、朴さんが乗っていた軽ワゴン車と同型の車両によるガソリン漏れ実験³⁾から「火災は自然発火の可能性が高いこと」がほぼ完全に立証されていた。そこで、再審で裁かれるべきは、むしろ、なぜ捜査機関は「冤罪」を防げなかったのか、という点にあったはずだが、裁判所は（冤罪を防げなかったということでは、裁判所も同様だが）この点には踏み込まなかった。

青木恵子さんのインタビューは、無罪判決の出る一か月前に大阪の国民救援会の会議室を借りて行った。筆者と関西大学の学生3名によって2時間にわたって質問攻めに近い状態が続いたが、どの質問にも丁寧に答えていただいた。判決はまだ出ていなかったが、上記の通り、無罪判決が出ることは確実な情勢だったので、終始和やかな雰囲気の中でインタビューは進んだ。白のツーピース姿の青木さんは、出所の直後に比べると口調も振る舞いも随分落ち着いてきたような印象だった。しかし、その潔癖症は相変わらずで、椅子に座る直前に青木さんが素早く湿ったティッシュペーパーを取り出して拭く仕草を見て、学生たちは目を丸くしていた。

2. 発端

「警察、初めは警察⁴⁾ですよね。家が火事になったと。そしたら何で火事になったかっていう原因をね、きっちり調べるのが警察の役割だし、消防署とかももちろんあるけど、それをきちんと原因を追究して調べていけばね。わからないことがあれば専門家に聞くとか、そういうことを、きっちりと時間をかけて捜査をしてくれたら犯人にされることはなかったと思う」「火事で娘が死んだと。その娘に保険がかけてあったと。その上、たまたまマンションを買う話が持ち上がっていたから、それで、その費用がいるからという、そういう勝手なストーリーを警察は作り上げて、子供が死んでいるってことで、何が何でも犯人を、という思いでね……」

21年前の夏。まさに「勝手なストーリー」を作り上げて、警察は青木恵子さんと朴龍皓さんに任意同行を求めた。その時点で既に冤罪の芽は摘み取れないほどに育っていた。

1995年7月22日午後4時50分頃、大阪市東住吉区の青木恵子さん方から出火し、木造2階建の住宅がほぼ全焼した。そして、出火当時風呂に入っていた長女のめぐみさん（当時11歳）が逃げ遅れて焼死した。この家には4人が住んでいた。青木恵子さん（当時31歳）、内縁の夫の朴龍皓さん

(当時29歳)、長女のめぐみさん、長男のS君(当時8歳)。火が出た時、全員が家の中(めぐみさんは風呂場、3人は一階の居間)にいたが、めぐみさん以外の3人は避難して無事だった。火元は、道路に面した一階の車庫兼土間で、この土間の隣にめぐみさんが入浴中だった風呂場があり、風呂の焚き口は土間に面していた。入浴中だったので当時ガス風呂釜の種火は点いていた。このため出火原因は、車から漏れ出たガソリンか、ガソリンの気化ガスが風呂釜の種火に引火した、または加熱された車の部品によって発火したのではないかと見られたが詳しいことは分からなかった。

ここで、警察が第一にやるべきことは「出火原因の特定」だった。しかし、後の裁判での検察の主張から判断すれば、初動捜査の段階で捜査本部がきちんと出火原因の究明に取り組んだ形跡はない。検察の主張はシンプルである。「施錠された家屋内で、車両のエンジンがオフの状態、給油口の内蓋も閉まっており、給油口に煤も付いておらず、車両自体から出火することはあり得ず、他に火元となるようなものはないから、本件は放火以外にはあり得ない」。

「自然発火」がないとすれば「放火」しかない。実は捜査本部内では、かなり早い時点からその結論に沿って動き始めていた。「放火説」は警察にとって非常に都合のいいものだった、なぜか。

「娘に生命保険が掛けられている」。早い段階で警察はこの事実を掴んでいた。さらに、青木さんと朴さんはマンションを買う計画を立てていた(これは事実だ)が、頭金に困っていた(これは警察の想像だ)。そして、家の中には4人いたのに、娘だけが焼死した。捜査官の頭の中で小さな事実はみな同じ方向を指していた。これは「保険金目当ての放火殺人だ」。

火災から5日後の7月27日、「放火と断定」という記事が新聞に掲載された⁵⁾。警察の見立てに沿ったマスコミの報道が青木さん、朴さんを追い詰めていった。

9月10日、二人は朝から警察署に呼ばれた。執拗な取り調べの中で、二人ともその日のうちに自白を始め、夜、放火殺人の疑いで逮捕された。

3. 自白、裁判

死亡しためぐみさんは朴さんから性的暴力を受けていた。青木恵子さんはこの事実を取調べ室で刑事から初めて聞かされた。「家の中でそれを知らないのはお前だけだ」とも言われた。

2016年5月に開かれた再審の初公判で、弁護士の質問に対して青木さんは上記の事実を明らかにした。この件は、一部の週刊誌などによって既に報じられていた⁶⁾が、再審の法廷で青木さんがこの事実を包み隠さず語ったのは、「自白」を取るためなら捜査官はどんなことでもする、ということを明らかにするためだった。警察は捜査段階で知ったこの事実を二人に突き付けて自白を迫った。朴さんには「脅しの材料」として。青木さんには「自暴自棄に追い込む材料」として。青天の霹靂だった青木さんに向かって、「お前は娘を救ってやれなかった。お前が殺したも同然や」と刑事は迫及し、青木さんはその通りだと思った、と後に語っている。

朴さんが自白し、続いて青木さんも自白に追い込まれ、この自白を基に検察は二人を現住建造物放火、殺人、さらに保険金をだまし取ろうとした詐欺未遂の罪で起訴した⁷⁾。起訴状によれば、二人はマンション購入の頭金（およそ170万円）に窮して、長女のめぐみさんに掛けていた生命保険（災害死亡時1500万円）から資金を得ようと計画し、めぐみさんの殺害を企てた。事件当日、めぐみさんを入浴させたうえで、朴さんが車から抜きとったガソリンを風呂場に隣接する車庫の床にまき、ライターで火を付け、火災を発生させた。これによって、自宅を全焼させるとともに、めぐみさんを焼死させた、というものである。

裁判で二人は、自白は強要されたものだと主張したが、99年3月には朴さんに、5月には青木さんにそれぞれ無期懲役が言い渡された。

「やってないんだからね」

獄中で何を思いながら暮らしたか？と尋ねた。悔しさの籠った一言がま

ず発せられた。

「もちろん自分の無実を証明するっていうことが一番の目標だし、その信念は変わらなかった。『無罪』っていうゴールがあるからそこに向かって……。一審の時は初めて捕まって裁判というものを分かっていたから『弁護士さんが無罪にしてくれるだろう、裁判所は無罪判決を出すだろう』という気持ちでいたんですけど、結局負けてしまって。日本の裁判っていうものはこんなものなのかっていうことを知って絶望した」

「控訴審からは私もできることを向き合ってやっていかないといけないなって思うようになって、だからその時その時、裁判に向き合ってできることをやってきたから、何て言うのかな、(この20年間を)長かったとも思わないし……。今振り返って、『あぁ20年経ったんだ』と、そんな風に思うけど、その時々には『もう今度こそ勝てる、今度こそ勝てる』っていう思いでやってきた」

「上告審で負けてしまって、確かに、(拘置所から)刑務所に行くことになるっていうその悔しさは凄くあったし、何で無実の人間が刑務所に行くんだらうという自分の心の葛藤もあった。でも、泣いても叫んでもこの事実是不変なんだから、じゃあまた気持ちを新たに整理して、今度は再審っていう目標に向かってまた闘っていこうと」

恵子さんの語り口は滑らかで、話し出すとどこまでも止まらない。録音機から書き写す際に句読点を付けてはいるが、実際には淀みなく流れるように続く。

ところで、警察が青木さんと朴さんに放火殺人の嫌疑をかける導火線となった「マンションの購入計画」と「娘に掛けた保険金」については、既に裁判中に解明されたものと考え、この件については今回のインタビューでは質問していない。事件の全体を見通すために、若干の補足説明しておく。

「マンションの購入計画」はたしかにあった。仮契約はすでに取り交わし

ていた。検察は裁判で「本契約までにどうしても170万円が必要だった」と主張した。だが弁護人の調査によれば、この残金については、住宅ローン、年金融資、販売会社のローンで支払うことになっていた。さらに販売会社から200万円の利子補給(事実上の値引き)が約束されていた。そして、本契約までに諸経費など170万円が必要だったのは事実だが、一方で、朴さんは販売会社の担当者から、もし足りない分が生じたら「その時点で相談に乗る」との返答を得ていた。当時はマンションの買い手が付かず、値引き販売が常識になっていたころで、営業マンは必死だったという。結論としては、朴さんと青木さんはお金には困っていなかった。つまり、犯行の動機がない、と弁護人は主張した。

「娘に掛けた保険金」については、控訴審での青木さんの法廷供述を引用する⁸⁾。

「もともと子どもの保険は郵便局の学資保険というのに入っていたんです。けれども、第一生命のTさんなんですけれども、うちの保険に入ってくれないかと、うちの保険も学資保険と一緒にだからということで、で、入院してもちゃんと入院費用も出るし、とにかく入ってほしい、入ってほしいと言われて、最終的に勧められて、それだったら郵便局はやめて生命保険の方に入ろうかと。だから、私は別に、めぐちゃんが死んだ死亡保険を取るために生命保険に入ったわけじゃないし。私の方は、たしかに私が死んだら、子供二人が残って困ると思うから、自分自身には5000万円掛けて、もしこんなことになっていなかったら、ずっと金額もアップして、少しでもあの子らが生活に困らないようにと思って、入ったつもりでしたけれども。子供の(保険)は、例えば、中学校卒業して高校に入学する時のお祝い金が30万出たり、もしお金がない時でも、学校の制服とかいろいろ買うにも、その30万下りてきたらそれで子供のために使えるし、そういう考えで入っただけです」

これらの証言内容は保険会社のTさんによって確認されている。さらに控訴審での青木さんの供述は続く。170万円のためにわが子を殺害した、と

いう検察の主張をそのまま認めた一審の裁判所に対して、青木さんは怒りを抑えきれなかった。

「世間一般の常識で考えて、200万でわが子を殺す人がいますか、と。裁判所はあまりにも非常識です。考え（られ）ないです。それで、同じように、（判決文では）たかが200万で殺すのは不自然やと、一方で言いながら、逆に、しかしながら大金を手にするためにはあながちあり得ない（こともない）。この『あながち』というのはどういう意味か私には分からないです。ゼロパーセントだったら私を信用してくれるのかと。しかし、そんなことを私以外の人にも証明しろというのは、不可能なことを裁判所は言ってるんじゃないかと思います」

しかし、控訴審の裁判官たちもまた、青木さんの言葉には耳を傾けなかった。

2004年12月、控訴棄却。さらに2006年11月、最高裁が二人の上告を棄却して、無期懲役が確定した。

「刑務所に行っても、『自分は無罪だ』と刑務所側にはっきり伝えたし、仮釈放も私は考えてなかった。とにかく、無実の人間になってこの刑務所から出ていくんだと。自分だけじゃなくて家族とか息子とかね、やっぱり犯罪者の息子とかそんな汚名を着たまま生きるって本当に可哀想だし、何としてもその汚名を取りたかったし、私自身も娘を殺した母親という……、何がつらいて、この罪名がね、ほかの人を殺したと言われる方がまだ楽で……。我が子を殺したと言われる、このことが本当に嫌でね」

後に、再審で無罪判決が出た日（2016年8月10日）の記者会見でも、青木さんは「娘を殺した母」の汚名を雪ぐことができたと言っていた。青木さんの胸にはよほど深くこの言葉が突き刺さっていたのだ。この言葉の棘は、再審の無罪判決の日まで、21年間青木さんの胸にずっと刺さったままだった。

4. 再審への道

2009年7月に朴さんが、8月に青木さんが大阪地裁に再審請求を申し立てた。

現状では、冤罪を闘う人々にとって、再審開始への一番の近道は、多くの場合DNA鑑定だ。足利事件⁹⁾、東電OL殺人事件¹⁰⁾、袴田事件¹¹⁾、これらの事件ではいずれもDNA鑑定を足掛かりにして再審開始に辿り着いている。しかし、この事件は違う。「放火した」という虚偽自白の核心を覆すための弁護団の度重なる実験（狭い室内では気化したガソリンは驚くほど早く種火に引火し、瞬間に火の手は広がる）と、自然発火を裏付ける軽ワゴン車の調査と実験（ある年式のホンダの軽ワゴン車では、給油口からガソリンが漏れ出ることがある）は、これまでにはない冤罪への新しい取り組み方を示した。

青木さん自身も、これらの成果が実を結んだ大阪地裁の再審開始決定（2012年3月）の瞬間が20年を越える長い闘いの中で最もうれしかったという。

「弁護団が再審（に向けての闘い）になってから新たな実験を、現場をそのまま作ってしてくれたんです。それで朴さんの自白（の信用性）が崩れて、放火する（という自白通りの行為より）前に火がついた、というその実験の結果を聞いた時には、もうこれで勝てるなっていう喜びがあって、それで再審開始決定を勝ち取った時には嬉しかった。こんな日が来るんだなっていう……。本当に地裁で勝った時は凄く嬉しかった。ああもうこれで勝てたんだって。あとはもういつ釈放されるんだろうっていう気持ちでいてただけど、結局、（その時点では）釈放は認めてもらえなかった。その時もつらい思いをしたんですけど、一番嬉しかったですね、地裁の時が」

5. 再審、そして無罪判決

大阪地裁の再審開始決定に対して検察は即時抗告したが、2015年10月、大阪高裁がこれを棄却した。また、青木さん、朴さんの刑の執行停止が決定され、二人は釈放された。検察が最高裁への抗告を断念し、これ以後、裁判の流れは再審公判、そして無罪判決へと一直線に進むことになる。

再審の初公判¹²⁾で検察は「有罪の主張、立証はしない」と宣言した。しかし無罪論告もしないという。歪んだ敗北宣言である。負けても負けたとは口にはできない検察官の悲しい性としか言いようがない。

「有罪を主張、立証しないって言った。それだったらもう自分たちの非を認めて無罪論告をすべきだと思ったら、無罪論告はしないと。そして最後に、裁判所に判断を委ねるっていう。じゃあ何なの？って」

「私を犯人だって、今も犯人だって思うんだったら、正々堂々と私に無期懲役の求刑をすればいい。有罪主張をはっきりすればいいじゃないの。そんな宙ぶらりんで、灰色の無罪なんてもらっても私は嬉しくないし、娘にも報告出来ない。そんなんだったらいらないっていう感じね」

「本当にあの日は頭にきてね、裁判が終わってホッとすんじじゃなくて怒りだけ。もうずっと寝れないくらい、夢にまで出てくるくらい、怒りがおさまらずに本当に腹が立った」

「どこまでいっても自分たちの面子を守るために、非をあっさり認めて謝ることもなくやるんだ。また新たに検察の汚さというのを目の当たりにしたなっていう思いです」

再審公判は一回だけで終了し、3カ月半後、判決が言い渡される。このインタビューはちょうど、第一回公判と判決公判の間に行われている。無罪判決は分かっているのだが、この冤罪を放置し続けた裁判所は果たして判決の中で、自らの責任や検察の捜査が違法だったことを認めるのか、また裁判官は謝罪するのだろうか。青木さんに予想してもらった。

「認めないでしょうね。少なくとも検察は。裁判所はどう判断するか、ちょっとね。答（判決）を聞いてみないと。自白の任意性をどう排除するか、わからないですけど」

「まあ、検察は認めないっていうか、自分たちの面子だけは守るんじゃないかな。だから謝罪もないんじゃないかなと思います。裁判所もね。それでも私としては謝らせたい。せめて謝ってもらって、……どうしようもないけど」

「小さい子供でも悪いことしたら『ごめんなさい』と教えるのが大人なのだから。ましてこの裁判で人の人生を狂わせてしまったんだから。自分が（担当裁判官として）裁いたんじゃないし、今回の裁判長もね、検察官もちろん自分がずっと関わってきた人じゃない。だけど代表して一言ね、本当に人生を狂わせて、家族の人生まで狂わせて申し訳なかったと思います、くらいの一言だけでも、言ってもらおうのと言ってもらえないのでは全然私の気持ちが違う。それだけは望んでいますけど」

検察は、謝罪はしない。そういう組織である。その点は青木さんも見抜いている。青木さんとしては、この冤罪を作り出したもう一方の共犯者とも言うべき裁判所には謝罪してほしかったのだが……。

2016年8月10日。判決で西野吾一裁判長は、朴さん、青木さんの「自白」は警察官の違法な取り調べによるもののだとして、自白証書や自供書などの証拠能力を認めなかった。裁判官からの「謝罪」は一切なかったものの、弁護団は、自白の任意性、信用性を否定した今回の判決を高く評価している。

一方、青木さん自身は、判決後の記者会見で次のように語っている。「私がどれだけつらかったかを認めてくれて、自白を証拠から排除してくれました。今まで訴えてきたことがやっと認めてもらえて、真っ白な無罪判決を頂けて本当によかった。最後に裁判官が『青木さん、無罪です』と目を見て言って下さったので、これが、裁判所ができる精いっぱい謝罪

だと受け止めています」

6. 冤罪は何故起きる

無罪判決が確定して、青木さんの長い冤罪との闘いがようやく終わった。では、なぜ、この冤罪は起きたのか。青木さんの答えは明快だ。

「一番初め、警察が悪い。その警察が調べたことをもういっぺん検事が判断する時に、起訴するかしないか、きちんと判断できていない。最後、一番悪いのは裁判所です。裁判所が検察の悪い証拠だけ目にして、私が法廷でいくら無罪を訴えても、取り調べのひどさを訴えても、全然わかってくれない。そういう裁判官たちが結局、私に有罪と言い続けたんですから。裁判所の責任は凄く大きい。だから、難しいと思うけれど、証拠に基づいて、証拠も動機も見当たらない、これはちょっとおかしいな、と少しでも思ったらきちんと無罪と言うのが裁判所の仕事だと思う。そういう裁判官ばかりになったら冤罪は生まれまいだろうし」

正論である。言葉使いは違うが、青木さんは「疑わしきは被告人の利益に」と言っている。裁判官が胸に刻むべき第一の言葉だが今では死語となっている。しかし、法律を習ったことのない青木さんが、自らの体験を通してその理念の重さを実感している。

インタビューのいろいろな質問に対して、青木さんは（朴さんとの今後、という問い以外には）即座に答えを返してきた。そして語りだすと長い。しかし、一見とりとめもないおしゃべりのようだが、易しい言葉使いできちんと自分の思いを語っている。急ぎ過ぎて話が前後することもあるが、それらを入れ替えて、余分な問投詞などを取り除けば（本稿でも何カ所かでそうさせて頂いたが）言うべきことは一貫している。20年以上に亘って世間と隔絶された厳しい環境の中で、青木さんは言いたくても言えない多くの言葉を心の中で反芻し続けてきたのではないか。それが今、語る相手を得てあふれ出している、そんな風に想像している。

7. 釈放後の日々、そしてこれから

釈放された青木さんは両親の住む実家に戻った。逮捕当時8歳だった長男は29歳の青年となり、今は働いている。今後の生活について尋ねた。

「難しいですよ、8歳で別れているから。その子がもう急に29歳になっているっていうことが。私の中では8歳のままで止まっているし。29歳なんだっていうことはわかっているけど、どう接して良いか、どういう言葉を言ったら良いのか、会話が出てこない。向こうは向こうで、(私が)出てきたことは喜んでくれているけど、どういう風に私に接したらいいのかわからないし、お互いに分からないまま上手くコミュニケーションが取れないっていう……。もちろん会話もそんなに弾まないし、何を話していいかわからないからね。凄く、何か、嬉しいけど戸惑って余計に気を遣うというか」

そんな時、両親も入れて4人で旅に出た。それが転機になったという。「両親と息子も一緒に、城崎温泉に旅行に行った。両親は早めに寝て、息子と二人になってその中で少し話をした。テレビの番組のこととか。刑務所では21時には寝るから、その生活のリズムがあって、やっぱり社会に出ても21時には眠たいんですよ。眠たくて長く起きていられなくて、でもせっかくなので息子と二人きりになったんだからと思って、その中で刑務所の話も出てきて、こんな時間には寝ているとか友達のこととか、それを一、二時間くらい話した」

「民宿みたいなところで皆と一緒に布団をひいて寝た。隣に息子が寝ているというそんな普通の人が見たら当たり前のことが私にとっては20年ぶりのことだったので嬉しかった。そこからちょっと会話も出るようになって。最近、息子が一人暮らしで引っ越すことになって、引っ越しの手伝いとか、一緒に車に乗って電化製品を買いに行くとか、そういうこともして、すこしずつ、無理をしてやるんじゃないかと、自然のままでお互いにもう大人だし。私も正直、自分の生活のリズムを作っていくのと親の面倒を見るだけ

で精いっぱい、息子の面倒までは……。だから自分のことは自分でやってほしいということも言っている。私は私でやっていくし、お互いに迷惑をかけずに、何かあったら相談する、そういう親子っていか友達みたいな、そんな関係でいられたらいいなって、私は思っています」

最近、アルバイトをしながら社会復帰を目指しているという青木さんだが、今後はほかの冤罪者の支援についても、できる限り関わっていきたいという。

「無罪判決をもらったら、きっとまた色々なところから来てほしいという声が掛かってくる。声が掛かれば私はどこへでも行って、自分の体験を話すという、そういうことを勿論していこうと思っている。で、今もやっているんですけど、獄中で同じ冤罪で苦しんでいる人たちとの手紙のやりとり、励ましの手紙、逆に私もその人から手紙をもらって励まされた部分もありますし……。だからそういう人たちを一人でも多く助けるための力にね、私一人では力もないし何もできないけど、自分の体験を語って、やっていない人間でも自白をしたりするんだよ、ということを伝える運動っていうか、活動をしていこうかという思いはあります。桜井さんたちと一緒にやっていけたらなって考えています」

青木さん自身が再審請求中に元受刑者の桜井昌司さん（布川事件¹³）で殺人犯人とされたが、その後雪冤を果たした）から励ましを受け、支えられたという経験がある。冤罪で苦しむ人に手を貸すことは先に雪冤を果たしたものの使命だ、というのが桜井さんの口癖で、青木さんもこの考え方に共鳴している。冤罪の苦しみを誰よりも知っているのは冤罪被害者自身であるから、雪冤を果たそうとする人にはこれほど力強い味方はない。

戦後の新刑事訴訟法の下で、重大事件の犯人とされながら、再審によって無罪となった女性は、徳島ラジオ商事件¹⁴の富士茂子さん以来だが、富士さんの場合は死後再審での無罪判決だった。「娘を殺した母」からの雪冤を果たした青木恵子さんの存在とその発言は今後の冤罪の支援活動の中で

異彩を放ち、新しい力となるに違いない。

8. おわりに

捜査機関とも裁判所とも全く無縁の世界で生きてきた人が、ある日突然、犯してもいない罪で捕まり、否応なくその世界に引きずり込まれる。法治国家と言われるこの国でこれ以上の不条理はない。弁護人の助けを借りながら自らの無実を証明していくことになるのだが、その困難さに立ち向かい、気の遠くなるような歳月にも負けず雪冤を果たした青木恵子さんの言葉は、限りなく重い。捜査機関が違法な捜査を重ねて起訴に持ち込み、一方裁判所は事実を突き止める力を持たず、検察の主張に唯々諾々と従って有罪判決を宣告する。この不公正な刑事司法の流れに飲み込まれ、流されながらも、青木さんは目を凝らして彼らのすること、言うことを記憶に焼き付けてきた。

「世間一般の常識で考えて、200万でわが子を殺す人がいますか。裁判所はあまりにも非常識です」。裁判所で青木さんは裁判長に向かって世の中の常識を説いた。一審判決は、その常識は分かるが、あながちあり得ないことでもない、と「可能性」を持ち出して、「あり得ない」ことを「あり得る」ことにし、さらには「あった」ことにしてしまった。裁判所の常套手段である。その、法廷でしか通用しない「ごまかし」に青木さんは嘸みついた。「この『あながち』というのはどういう意味か私には分かりません」。「ごまかし」や「詭弁」と分かっているでも、裁判官の言葉に弁護人はいちいち憤ったりしない。同じ土俵の上の住人だからだ。でも初めてこの土俵に上がらされた青木さんは、その異常さに気付き、言わずにはおれなかった。

このインタビューの最後に青木さんが語った言葉をもう一度繰り返す。「証拠も動機も見当たらない、これはちょっとおかしいな、と少しでも思ったらきちんと無罪と言うのが裁判所の仕事だと思う」

こんな単純な、そして絶対に堅持されなければならない第一の鉄則「疑わしきは被告人の利益に」がどこにもなかった、と青木さんは告発している。そして、いつものことだが、冤罪被害者からのこの告発は、聞いてほしい人の耳には決して届かない。

2016年12月20日、青木恵子さんは国と大阪府を相手取って1億4597万円の国家賠償を求めて大阪地方裁判所に提訴した。青木さんは「なぜ、冤罪が起きたのか。真相を明らかにしたい」と裁判に踏み切った動機を語っている。

さらに2017年1月30日、青木さんは本田技研工業（＝ホンダ）を相手取って、「重大な注意義務違反があった」としておよそ5200万円の損害賠償を求める裁判を起こした。青木さんは「ホンダのアクティ（事件当時、朴さんが乗っていた軽ワゴン車）には燃料タンクの圧力が上がりやすい欠陥があり、ガソリン漏れへの対策が不十分だった」と主張している。そのうえで「再びこのような事故を起こさないために、ホンダはリコールをすべきだ」と訴えた。

青木さんと朴さんに対する再審無罪判決の中で、裁判所は火災原因について「ガレージに止めてあった軽ワゴン車からガソリンが漏れて風呂の種火に引火し、自然発火した可能性がある」と判断している。

注

- 1) 2012年3月7日、再審開始決定（大阪地裁）。
- 2) 2011年5月20日、静岡県下の空地で弁護団が行った燃焼再現実験。事件当時の家屋内のガレージを忠実に再現し、車両や風呂釜も当時と同種のを設置して実験を行った。この結果、ガソリンを撒き始めておよそ20秒後には室内に充満したガソリンの気化ガスが風呂釜の種火に引火し、瞬く間にガレージ内は火の海となった。「7.3リットルのガソリンを撒いた後、ライターで火をつけた」という朴さんの自白は「事実と合致しない＝信用できない」ことが実験によって確かめられた。
- 3) 再審開始決定の後、そのニュースを見たという千葉県男性が「自分の車もガソリンが漏れる」と弁護団に情報を寄せてくれた。これがきっかけとなって、弁護団

では全国から同型車4台を集めて、ガソリン漏れの実験を行った。この結果、ガソリンを満タンにした後にエンジンをかけると、数分後にはすべての車の給油口からガソリンが漏れ始め、その量は100～300ミリリットルもあった。夏場の暑い日には、ガソリントank内のガソリンや気化ガスの膨張でこうした現象が起こることがあるという。

- 4) 青木さん、朴さんが逮捕されたのは、大阪府警東住吉警察署。
- 5) 1995年7月27日付、『朝日新聞』朝刊(14版)27ページ。「東住吉の小6／入浴中の焼死 放火と断定」(5段抜き見出し)
- 6) 『週刊新潮』2015年11月26日号
- 7) 1995年9月30日、大阪地検は青木恵子さん、朴龍皓さんを現住建造物等放火、殺人の罪で起訴。さらに10月13日に詐欺未遂の罪で追起訴した。
- 8) 控訴審・第18回公判(2002年12月5日)被告人供述の速記録より抜粋。
- 9) 1990年に足利市で発生した幼児誘拐殺人事件。逮捕された男性は無実を訴えたが無期懲役判決が確定。02年に獄中から再審請求。09年に再審開始決定、10年に無罪判決が出て確定した。
- 10) 1997年に都内で東京電力の女性社員が殺害された事件。ネパール人が逮捕され、無期懲役判決が確定したが、05年、再審請求。12年に再審開始決定、同じ年に無罪判決が出て確定した。
- 11) 1966年に清水市(現在静岡市)で一家4人が殺害され、放火される事件が発生。逮捕された袴田巖さんは裁判で死刑を宣告されたが、81年に再審請求、2014年に再審開始決定が出た。検察が即時抗告して、現在東京高裁で審理が続いている。この事件を含む3事件は、いずれもDNA鑑定が再審開始につながる新証拠となっている。
- 12) 2016年4月28日、再審初公判
- 13) 1967年に茨城県布川で発生した強盗殺人事件。桜井さんともう一人の男性が犯人として逮捕され無期懲役刑が確定したが、2009年に再審開始決定、2011年に無罪判決が出て確定した。
- 14) 1953年に徳島市で発生した強盗殺人事件。逮捕された富士茂子さんは無実を訴えたが懲役刑が確定して服役。66年に仮出所。獄中から再審を請求し続けたが、79年に死亡。遺族が再審を請求し、80年、再審開始決定。85年に無罪判決が出て確定した。

参考文献

- 秋山賢三(2002)『裁判官はなぜ誤るのか』岩波書店
天笠啓祐ほか(2006)『DNA鑑定 科学の名による冤罪』(増補改訂版)緑風出版
指宿信(2012)『証拠開示と公正な裁判』現代人文社
小田中聡樹ほか(2001)『えん罪入門』日本評論社
小林篤(2001)『幼稚園バス運転手は幼女を殺したのか』草思社

里見繁（2012）「再審開始・東住吉冤罪事件の真実」『冤罪ファイル』16号 宙出版
瀬木比呂志（2014）『絶望の裁判所』講談社
浜田寿美男（1992）『自白の研究』三一書房
松代剛枝（2004）『刑事証拠開示の分析』日本評論社